

# 様式 1 記載例

<証明書記載例>  
**赤字**：設備メーカー記入箇所  
**青字**：工業会記入箇所

(一社) 日本食品機械工業会指定用紙	
整理番号	1234-56
① 下記②③以外の場合 <input checked="" type="checkbox"/>	
② 当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置である場合 <input type="checkbox"/>	
③ 当該設備がソフトウェアである場合 <input type="checkbox"/>	

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書

上覧には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の設備の種類（機械及び装置）を記入。  
 下欄には、食料品製造業用設備、飲食料品卸売業用設備などの該当する設備の用途又は細目を記入。

設備の種類	<b>機械及び装置</b>
設備の用途又は細目	<b>食料品製造業用設備</b>

「ミキサー」の場合の例。上欄に「機械及び装置」、下欄に「食料品製造業用設備」と記入。

当該設備の概要	設備の名称	<b>ミキサー</b>
	設備型式	<b>2008 年式 FOOMA-30M</b>
	納入数量	<b>3 台</b>
	納入年月	平成 <b>26</b> 年 <b>4</b> 月（予定を記入すること）
	設置場所	(事業所名) <b>FOOMA 食品株式会社</b> (所在地) <b>東京都港区△□町○-○-○</b>

同時期に同じ設備を複数台導入する場合は「納入数量」を記載することで、必要な証明書は 1 枚となります。

同一製品であっても設置場所が異なる場合は、様式 1（証明書）、様式 2（チェックリスト）をそれぞれ提出してください。

該当要件①及び②を示すことの出来る資料を必ず添付してください。必要と判断した根拠資料の提出や合理的な説明がなされない場合は、証明書は発行されませんのでご注意ください。

該当要件	① 「最新モデル」に該当するか (※) 当該設備がソフトウェア組込型機械装置（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合は、「一代前モデル」でも可。	<b>1.</b> 該当	2. 非該当
	② 「生産性向上」に該当するか (※) 当該設備がソフトウェア（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	<b>1.</b> 該当	2. 非該当
	先端設備の当否	<b>1.</b> 該当	2. 非該当

該当要件①及び②ともに「1. 該当」に丸印がついた場合には、先端設備の当否についても「1. 該当」に丸印をつけてください。  
 ただし、比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合における丸印のつけ方は次のようにしてください。  
 該当要件①・・・「1. 該当」に丸印をつけてください  
 該当要件②・・・「1. 該当」、「2. 非該当」のいずれにも丸印をつけないでください  
 先端設備の当否・・・「1. 該当」に丸印をつけてください  
 なお、ソフトウェアについては、当工業会では証明書の発行は行っていません

# 様式 1 記載例

該当要件欄に記載してある事項について  
確認し、該当要件を満たしていることを  
証明します。

平成 26 年 4 月 15 日

〒108-0023

東京都港区芝浦 3-19-20 ふーまビル

電話：03-5484-0981

一般社団法人日本食品機械工業会

会長 林 孝司



当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

平成 26 年 4 月 1 日

製造業者等の名称 **株式会社日食工業**

製造業者等の所在地 **東京都千代田区△□町○-○-○**

会社代表者を記載してください。印鑑は代表者印（丸印）を  
押印してください。

代表者氏名 **日食 一郎**



担当者氏名 **風馬 二郎**

担当者連絡先（電話番号）**03-0000-0000**

(注) 本証明書は、生産性向上設備投資促進税制（中小企業者等においては中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む）の対  
象設備の要件とされている産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る要件（「最新モデル」、「生産性向  
上」の要件）を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、当該設備の価額が  
最低取得価額以上であること、産業競争力強化法施行日から平成 29 年 3 月 31 日までに取得等をし、かつ、事業の用に  
供すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご参照ください。

([http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/seisanseikojo.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html))

# 様式 2 記載例

(様式 2)

整 理 番 号	1234-56
---------	---------

- ①下記②以外の場合 ⇒ チェックリスト①を使用  
 ②当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合 ⇒ チェックリスト②を使用

**【チェックリスト②】** 中小企業者等に対する上乗せ措置として「ソフトウェア組込型機械装置」については、最新モデルが一定の要件を満たす場合においては「一代前モデル」も対象として認められます。

**【チェックリスト①】**

		製造業者記入欄	証明者 チェック欄
該 当	「最新モデル」に該当するか	<p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">1.</span> 該当      2. 非該当</p> <p>販売開始年度      :    <b>2008</b>    年度                      取得等をする年度 :    <b>2014</b>    年度</p> <p>下記の(ア)又は(イ)のいずれかに該当。                      (ア)当該設備は、取得等をする年度から起算して、一定期間(※1)以内に販売が開始されたものであり、かつ販売以降、当該設備より新しい同種同用途のモデルは販売されていない。                      (イ)当該設備は、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルである。</p> <p style="background-color: #FFD700; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-top: 10px;">本設備（機械装置）であれば、取得等をする年度から起算して 10 年以内に販売されたもの。例えば、2000 年に販売開始されたものであれば、以降新モデルの販売がなくとも 10 年以内の要件を満たさないため、「最新モデル」に該当しません。</p> <p style="background-color: #FFD700; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-top: 10px;">取得等をする年度と同年度、もしくは前年度に販売が開始されたものであれば、無条件で「最新モデル」に該当することとなります。                      (例) 販売開始年度：2013 年度                      取得等をする年度：2014 年度</p>	<p>✓</p> <p style="margin-top: 100px;">✓</p>
	要 件	「生産性向上」に該当するか	<p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">1.</span> 該当      2. 非該当</p> <p>&lt;比較指標&gt;                      (※)以下の 1~4 までのいずれかの指標で比較。</p> <p style="margin-left: 20px;"><span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">1.</span> 生産効率【<b>対象機器の加工時間</b>】                      2. 精度【                                  】                      3. エネルギー効率【                    】                      4. その他【                                  】</p> <p style="background-color: #FFD700; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-top: 10px;">「生産効率」、「精度」、「エネルギー効率」はあくまで代表例です。様々な機能に対する設備メーカーの創意工夫を促す観点より指標は幅広く認められております。例えば、上記以外にも、処理数、加工量、検査数（検査装置）といったものが考えられます。一方、設備の「金額」などは設備の「生産性」には直接関係しないため、不適用となります。</p>

# 様式 2 記載例

		<p>&lt;指標数値&gt;          (一代前モデル) : 30分 (2005年度販売 B270-W)          (当該設備) : 22分</p> <p>&lt;生産性向上&gt;  <b>年平均 12%</b></p>	
先端設備の当否		<input checked="" type="radio"/> 1. 該当      2. 非該当	✓

(例)  
 2008年販売の新モデルの指標(対象機器の加工時間)が22分であり、2005年販売の一代前モデルが30分である場合、  
 $\{(1/22 - 1/30) \div 1/30\} \div 3 \text{年} = \text{年平均 } 12\%$ の向上となり、「年平均 1%以上」を満たすこととなります。

上記の「最新モデル」に該当するか、「生産性向上」に該当するかの要件に関し、両方に「1. 該当」に丸印がついた場合のみ、先端設備にも「1. 該当」に丸印をつけてください。  
 ただし、比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合における丸印のつけ方は次のようにしてください。

該当要件「最新モデル」に該当するか・・・「1. 該当」に丸印をつけてください  
 該当要件「生産性向上」に該当するか・・・「1. 該当」、「2. 非該当」、<比較指標>の3つのいずれにも丸印をつけないでください

先端設備の当否・・・・・・・・・・・・・「1. 該当」に丸印をつけてください

(※1) 一定期間は、機械装置：10年とする。

整理番号

1234-56

①下記②以外の場合 ⇒ チェックリスト①を使用

②当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置 (中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。) である場合 ⇒ チェックリスト②を使用

【チェックリスト②】

ソフトウェア組込型機械装置とは、あらかじめプログラムが組み込まれた専用のコンピューターが搭載され、そのコンピューターからの指示に基づいて作動する機械装置のことです。その該当性は、パンフレット、仕様書等で確認いたします。

なお、専用のコンピューターは、その機械装置以外に用いようとした場合には、物理的な変更が不可欠なコンピューターのことです。そのため、外付け、汎用コンピューターがついた機械装置はソフトウェア組込型機械装置には該当しませんので御注意ください。

		製造業者記入欄	証明者 チェック欄
ソフトウェア組込型機械装置に該当するか。		1. 該当      2. 非該当	✓
該	「一代前モデル」に該当するか	1. 該当      2. 非該当 販売開始年度： 2008 年度	✓
	販売以降から最新モデルの販売までに、当該設備以外の同種同用途のモデルは販売されていない。	1. 該当      2. 非該当	✓
当	「生産性向上」に該当するか	当該設備(一代前モデル)が二代前モデルと比較して年平均 1%以上の生産性向上を達成し、かつ最新モデル自体も、当該設備(一代前モデル)と比較して年平均 1%以上の生産性向上を達成している。	1. 該当      2. 非該当
		(当該設備と二代前モデルの比較) <比較指標> (* )以下の 1~4 までのいずれかの指標で比較。 1. 生産効率【単位時間加工量】 2. 精度【                      】 3. エネルギー効率【                      】 4. その他【                      】 <指標数値> (二代前モデル) : 95 (2006 年販売 B22-W) (当該設備) : 100 <生産性向上> 年平均 2. 6%	✓
要件	最新モデル自体がその一代前モデルと比べて生産性向上要件を満たすものである場合において、その一代前モデルがその直前のモデル(二代前モデル)と比べて生産性向上要件(同上)を満たすものであることが要件となります。		
		「生産性」を測る指標は、生産効率、精度、エネルギー効率など様々な指標があり、その指標毎に優劣があるものではありません。したがって、①当該設備(一代前モデル)と二代前モデルの比較、②最新モデルと当該設備の比較において、それぞれ別の指標を用いることは可能です。	

# 様式 2 記載例

(様式 2)

		<p>(最新モデルと当該設備の比較)</p> <p>&lt;比較指標&gt;</p> <p>(*)以下の 1~4 までのいずれかの指標で比較。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生産効率【                   】</li> <li>2. 精度【                   】</li> <li>3. エネルギー効率【<b>単位時間電力消費量</b>】</li> <li>4. その他【                   】</li> </ol> <p>&lt;指標数値&gt;</p> <p>(当該設備) : <b>105</b></p> <p>(最新モデル) : <b>100 (2010 年販売 B30-W)</b></p> <p>&lt;生産性向上&gt;</p> <p><b>年平均 2.5%</b></p>	✓
先端設備の当否		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 該当</li> <li>2. 非該当</li> </ol>	✓

一代前モデルが二代前モデルとの比較において生産性向上要件を満たしていても、最新モデルが一代前モデルとの比較において要件を満たさない場合は、本税制の適用は認められません。